

令和8年度 北陸地方整備局直轄事業の執行について

R8. 4. 23 記者レク時 配布資料

企画部

予算規模(北陸地方整備局関係)

(1) 令和8年度当初予算

北陸地方整備局配分事業費 3,934億円(対前年度1.02倍)

[内訳]

直 轄 : 1,741億円(対前年度1.02倍)

補助・交付金 : 2,193億円(対前年度1.02倍)

(2) 国庫債務負担行為(ゼロ国債※)

北陸地方整備局配分事業費 163億円

※ゼロ国債：令和8年度の支出はゼロであるが、年度内に契約発注が可能となる国庫債務負担行為

(3) 令和7年度補正予算 3,852億円

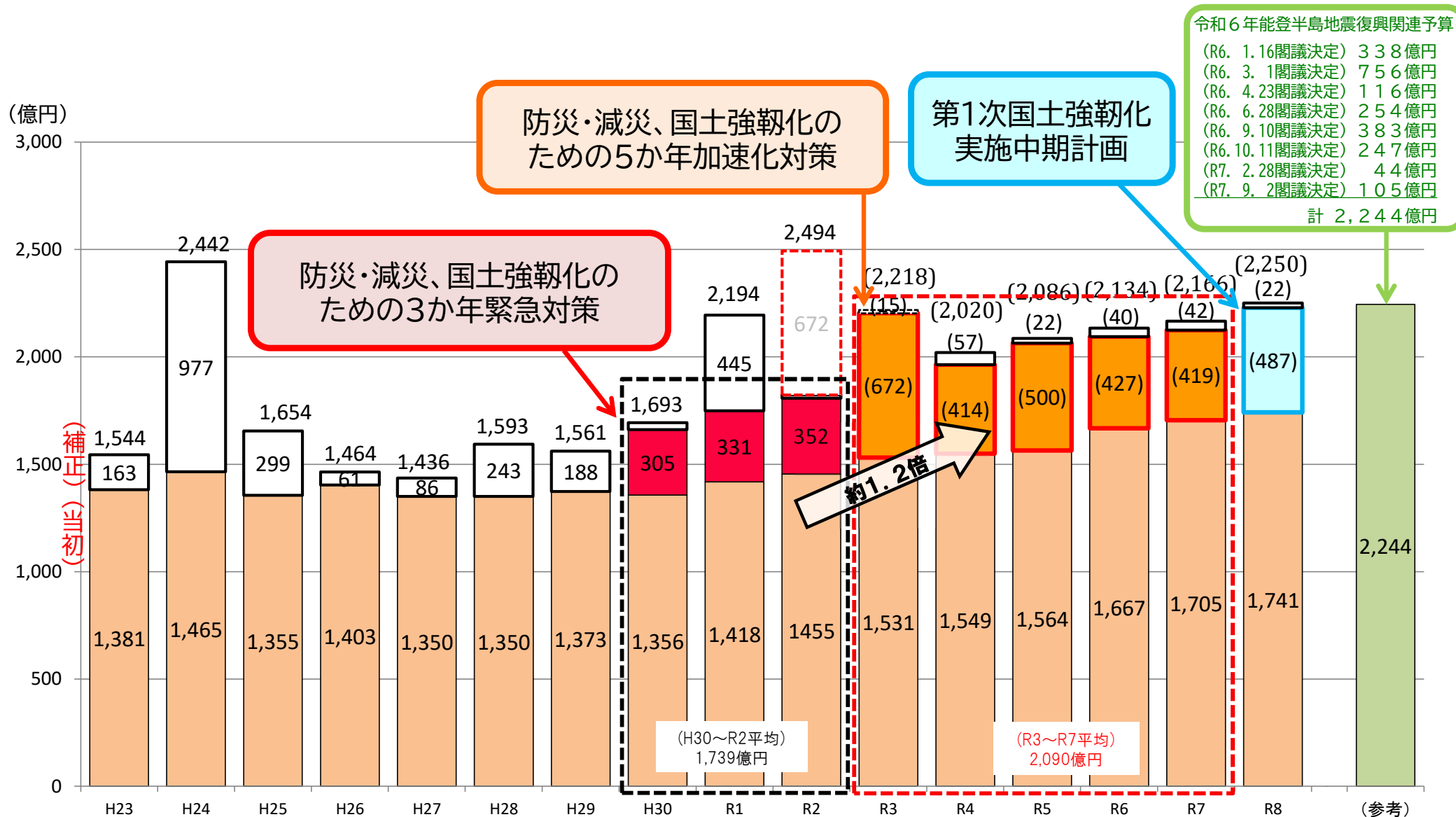
[内訳]

直 轄 : 1,295億円

補助・交付金 : 2,558億円

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため端数において合計とは一致しないものがある。

北陸地方整備局 直轄事業費の推移（当初予算・補正予算他）



※調整費、推進費及び災害関連を含まない、ただしR1補正は河川等大規模災害関連事業（再度災害防止改良復旧）を含む。

※「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度から5年目は、それぞれR2・R3・R4・R5・R6補正予算により措置。

※計数は、それぞれ四捨五入しているため、端数においては合計とは一致しない場合がある。

【参考（直轄事業費のみ）】

防災・減災、国土強靱化3か年緊急対策含めた年間予算（H30～R2平均）：1,739億円

防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策含めた年間予算（R3～R7平均）：2,090億円（比較すると約1.2倍の執行予算が確保）

令和8年度 工事発注予定について

施工県	工種	等級	件数
新潟県	一般土木工事	W T O	2
		B	3
		C	47
		小計	52
	アスファルト舗装工事	A	2
		B	3
		小計	5
	鋼橋上部工事		1
	プレストレスト・コンクリート工事		3
	維持修繕工事		38
橋梁補修工事		15	
その他工事		25	
合計			139

施工県	工種	等級	件数
富山県	一般土木工事	B	2
		C	48
		小計	50
	アスファルト舗装工事	A	3
		B	2
		小計	5
	プレストレスト・コンクリート工事		2
	維持修繕工事		20
	橋梁補修工事		1
	その他工事		4
合計			82

施工県	工種	等級	件数
石川県	一般土木工事	W T O	18
		B	25
		C	17
		小計	60
	アスファルト舗装工事	A	8
		B	1
		小計	9
	鋼橋上部工事		2
	プレストレスト・コンクリート工事		3
	維持修繕工事		17
橋梁補修工事		4	
その他工事		14	
合計			109

施工県	工種	等級	件数
山形県	一般土木工事	C	3
		小計	3
	維持修繕工事		1
	その他工事		2
合計			6

施工県	工種	等級	件数
福島県	一般土木工事	C	3
		小計	3
	その他工事		2
合計			5


施工県	工種	等級	件数
長野県	一般土木工事	W T O	1
		B	4
		C	23
		小計	28
	維持修繕工事		1
	その他工事		6
合計			35

施工県	工種	等級	件数
岐阜県	一般土木工事	C	4
		小計	4
	維持修繕工事		1
合計			5

北陸地域においては、

- ◆度重なり発生する地震
- ◆気候変動による豪雨、大雪

等の地域基盤リスクに確実に対応するための体制(インフラ、担い手)を
持続的に構築していくことが必要不可欠



次を念頭に
事業推進

【地域における対応力強化】

多様な地域基盤リスクに今後とも対応し続けるため、地域建設業の維持による対応力の強化

【次代担い手の確保・活躍】

処遇の改善や働き方改革・環境の整備により、女性や若手技術者が活躍できる体制を構築

【「自治体実績評価型」総合評価落札方式とは】

- 入札参加者が少ないことから、競争性を高め、一層の品質確保・向上を図るため、地方自治体の工事成績評定点や優良工事表彰を評価する試行工事。
- 国の工事实績を持たない企業においては、県の工事成績を評価。
- 比較的に入札参加者の少ない一般土木Cランク工事において適用。

○試行対象工事（下記のいずれかの要件の場合）

- ① かつて直轄管理区域がなかった地域で、国の工事实績を有する企業が限定されることから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ② 工事の入札参加者が少ないことから、競争性を高めることが必要とされる工事に適用。
- ③ その他、災害関連の工事や競争性を高めることが必要とされる工事に適用。

○評価手法

- 自治体の工事成績及び優良工事表彰において評価加点を行う。【継続】
- さらに、競争性確保を向上させるため、「自治体実績評価型」総合評価落札方式を実施する場合、地域貢献度を評価対象外とすることができる。【継続】

R8年度の自治体実績評価型試行工事は7件程度実施予定

施工能力評価型I型の例

評価項目	施工能力評価型I型	自治体実績活用型	
	標準	※③	
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績(平均点4ヵ年) 又は 県 工事成績(4ヵ年2工事平均)	-	6
	国 工事成績(平均点4ヵ年)	3	-
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業	1	1
	国 成績優秀企業	1	-
	国又は県 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	-	3
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	-	-
	国 優良工事表彰の有無(過去2ヵ年)	3	-
	国 安全管理優良受注者表彰の有無(過去2ヵ年)	-	-
	国 生産性向上技術活用表彰の有無(過去1ヵ年)	2	-
	国 ICT人材育成推進企業表彰の有無(過去1ヵ年)	-	-
	優良下請け表彰企業の活用	1 ※①	1 ※①
	登録基幹技能者の配置	1 ※①	1 ※①
	(地元企業活用)又は(若手・女性技術者配置)	1 ※①	1 ※①
地域精通度	1	1	
地域貢献度・災害貢献度	3	3 ※②	
配置予定技術者の	同種工事の施工経験と立場	8	8
	国又は県 工事成績(6ヵ年)	8	8
	優良工事技術者表彰の有無(過去2ヵ年)	局長:3 事務所長:1	局長、知事:3 事務所長、出先機関の長:1
	継続教育の取組(技術研鑽度評価含む)	1	1
施工計画(設定テーマ)	10	10	
合計	50	50	

評価内容

※①:対象工事のみ加算

※②:競争性を高めるために自治体実績評価型総合評価落札方式を適用した場合に限り、地域貢献度(3点)を評価対象外とすることができる。その場合、企業の施工能力等の加算点合計が20点満点にならないので留意。

※③:対象自治体の優良工事表彰制度によって、評価項目や配点等を見直している。

- 当該年度の手持ちの工事量を評価することで、**受注機会の拡大を促す方式**。
- 企業の能力等における優良工事表彰等の固有企業に与えられる加点を、手持ち工事量の評価に代えることにより受注機会の拡大を促し、**受注機会が得られないことにより表彰を受ける機会が得られない課題の解決**をはかる。

本方式の評価イメージ

- ・企業の施工能力等の評価項目のうち、「優良工事表彰、安全管理優良受注者表彰」及び「生産性向上技術活用表彰、ICT人材育成推進企業認定」の加算点を、企業の「手持ち工事量」に置き換える。
- ・配置予定技術者の施工能力等については、変更しない。

(施工能力評価Ⅰ型)

(受注機会促進型)

企業の能力等	施工実績	3点	企業の能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点		工事成績	3点
	ワークライフバランス	1点		ワークライフバランス	1点

	優良工事等表彰等	3点		手持ち工事量	5点
	生産性向上表彰等	2点			

地域貢献度	3点	地域貢献度	3点		
技術者の能力等	施工実績	8点	技術者の能力等	施工実績	8点
	工事成績	8点		工事成績	8点

施工計画		10点	施工計画		10点

受注機会促進型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の分任官工事に適用可能とする。
- ・対象工種は、一般土木工事とする。
- ・手持ち工事量の対象となる工事は、公告日において施工中の北陸地方整備局発注の一般土木工事とする。
- ・**災害復旧工事等の随意契約をしている案件を除く。**
- ・〇〇エリア内において、受注の偏りが見られる場合又は直近の工事発注においてくじ引きの発生が見られた場合実施。

手持ち工事量の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
公告日において契約中の北陸地方整備局発注の一般土木工事の受注件数を評価する。	6件以上	0点
	3件以上～6件未満	2点
	3件未満	5点

受注機会の拡大を促す

- ・ 総合評価落札方式において、競争参加資格要件や技術提案又は施工計画のテーマを共通化できる複数工区の発注が同時期に予定されている場合、競争参加申込者が提出する技術資料（技術提案及び施工計画を含む。）の内容を同一のものとする¹ことで、提出資料の簡素化し、受発注者の負担軽減を図る。
- ・ 発注者・受注者双方の業務負担の軽減を図るとともに、スピーディーな予算執行に寄与。
- ・ 適用にあたっては、技術提案評価型 S 型、施工能力評価型 I 型及び II 型において可能とする。

※ 配置予定技術者の複数名申請は認めない。

発注者

技術資料のスピーディーな審査・評価

競争参加資格要件等を共有化できる複数工事

A工事

B工事

C工事

希望する工事のみに
提出することも可

求める技術資料（技術提案又は施工計画を含む）は同じもの

技術資料作成に対する負担軽減

複数の工事を 1 度に技術資料を提出

受注希望者

複数名申請の試行

本官工事の一部は、契約手続き期間が長いことから、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする。

【対象】

- ・ 技術提案評価型 S 型

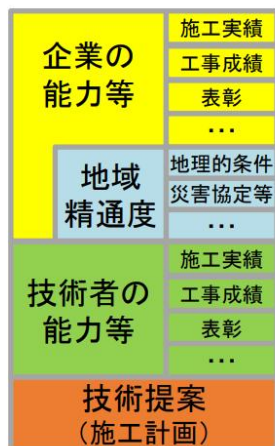
【適用対象・概要】

- ・競争参加者が少ないと想定される工事において、受発注者双方の事務負担が大きくなる技術者の能力等に係る評価を省略し、企業の能力等のみで評価する方式
- ・受注機会の拡大や事務負担軽減の効果による不調不落防止に期待
 ⇒ **不調不落の防止、発注事務軽減等を目的に難易度の低い工事において、一部試行を実施する。**

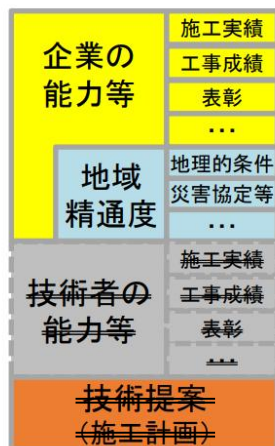
本方式の評価イメージ

- ・評価項目のうち、「技術者の能力」の加算点を設定しない。（監理技術者等の要件を満たせば、参加資格を認める）
- ・「企業の能力等」の評価項目を最小限で設定。

（施工能力評価Ⅰ型）



（企業能力評価型）



「配置予定技術者の施工能力」を評価しないため
 ⇒ 受注機会の拡大、事務手続きの負担軽減

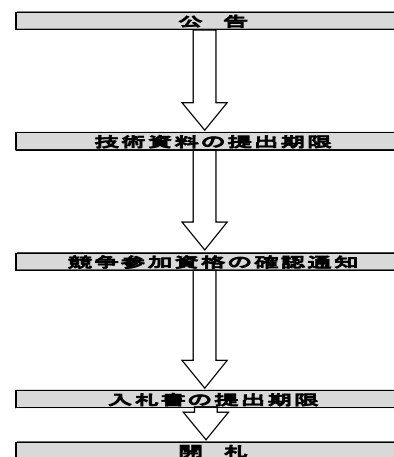
令和8年度の試行（案）

■ 評価配点（案）

評価項目	施工能力評価Ⅰ型 標準	企業能力評価型	
企業の施工能力等	同種工事の施工実績	3	3
	国 工事成績（平均点4カ年）	3	3
	ワーク・ライフ・バランス等推進企業	1	1
	成績優秀企業	1	1
	優良工事表彰の有無（過去2カ年）	3	3
	安全管理優良受注者表彰の有無（過去2カ年）	2	2
	生産性向上技術活用表彰の有無（過去1カ年）	1	1
	ICT人材育成推進企業表彰の有無（過去1カ年）	1	1
	優良下請け表彰企業の活用	1	1
	登録基幹技能者の配置	1	1
	（地元企業活用）又は（若手・女性技術者配置）	1	1
	地域精通度	1	1
	地域貢献度・災害貢献度	3	3
配置予定技術者の施工能力等	同種工事の施工経験と立場	8	-
	工事成績（6カ年）	8	-
	優良工事技術者表彰の有無（過去2カ年）	3	-
	継続教育の取組（技術研鑽度評価含む）	1	-
	施工計画（設定テーマ）	10	-
合計	50	20	

配置予定技術者の
 評価を省略
 （加算点合計50⇒20点）

■ 手続きフロー（案）

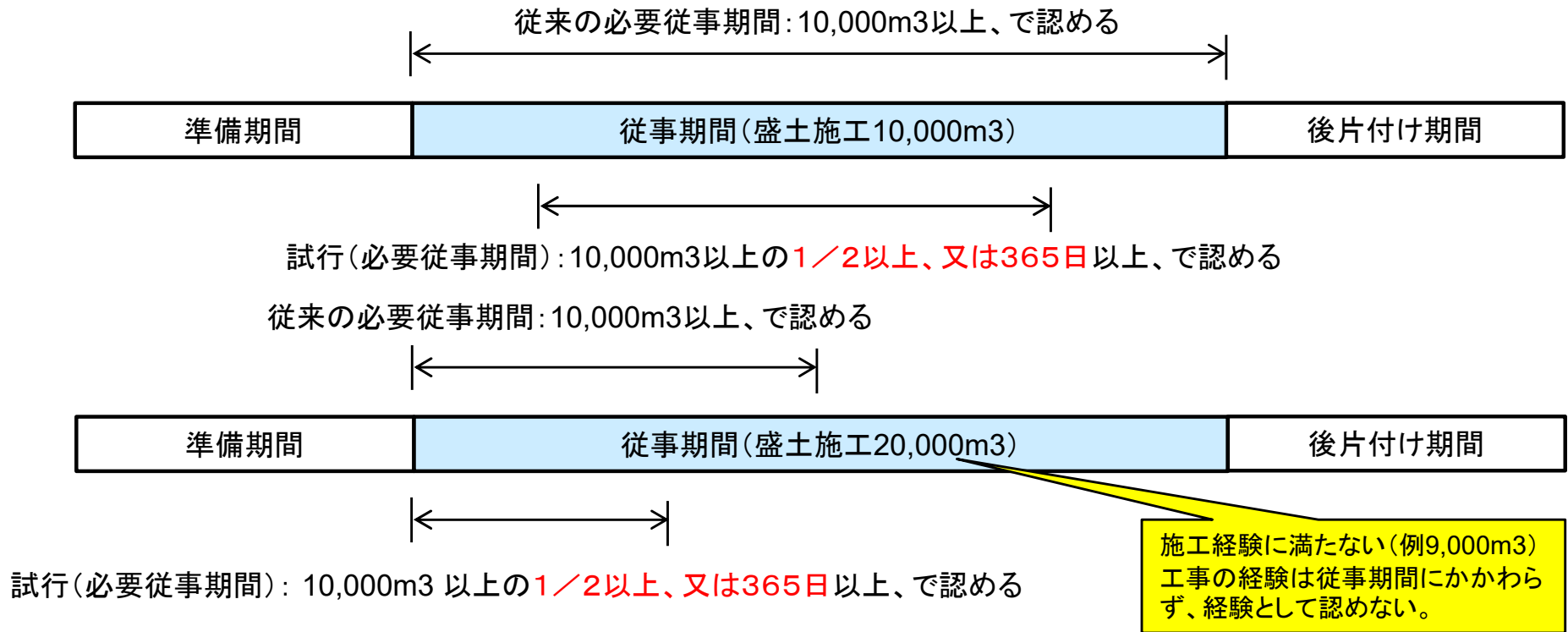


施工能力評価型	企業能力評価型
10日程度以上	7日程度以上
10日程度以上	7日程度以上
合計30日程度	合計20日程度

手続き期間を短縮可能
 （日数計30⇒20日程度）

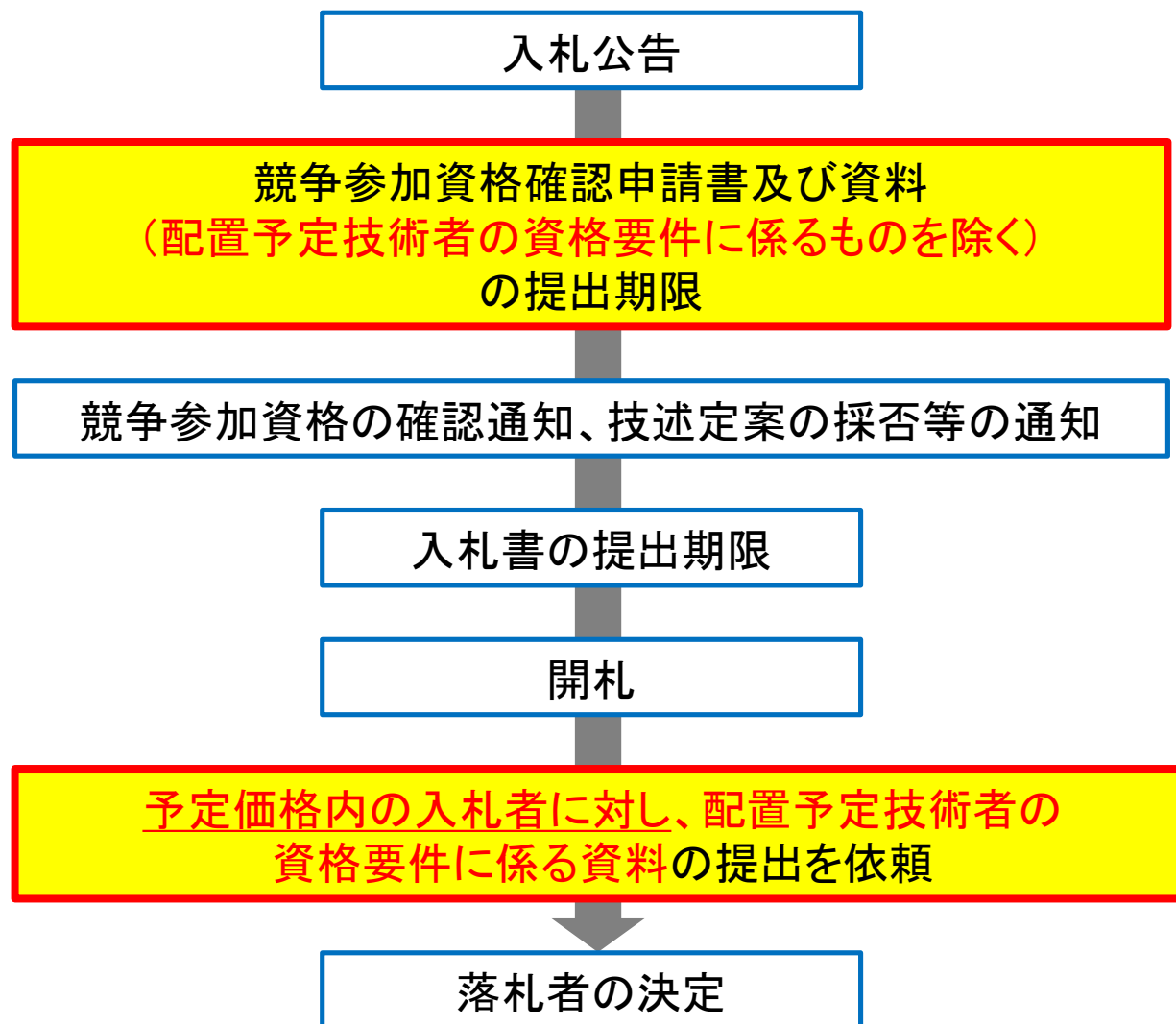
- ・ 従来、配置予定技術者の施工経験は、求める施工経験の従事期間以上の経験を必要とするが、一定期間以上従事していれば施工経験として認める試行。
- ・ 求める **施工経験の施工期間**（※準備・後片付け・全部中止期間等を除く、以下同じ）の **1 / 2 以上**、又は、求める **施工経験の施工期間の 365 日以上**、に従事で、施工経験として認める。
- ・ 求める 施工経験を超える工事に従事している場合においても、求める **施工経験の施工期間の 1 / 2 以上**、又は、求める **施工経験の施工期間の 365 日以上**、に従事していれば、施工経験として認める。
- ・ 求める 施工経験に満たない工事に従事したものは、従事期間がいかなる場合も 施工経験として認めない。
- ・ 一般土木工事のWTO対象案件で試行する。

例) 求める施工経験：盛土10,000m3の施工経験の場合



- ・ 配置予定技術者の計画的な配置に資するため、競争参加資格確認申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出を、開札後落札決定前に延伸する方式。
- ・ 対象は、技術提案評価型S型（WTO）（段階選抜方式を除く）のうち、一般土木工事の一部。

【手続きフロー】



- 監理（主任）技術者、現場代理人に若手技術者（基準日に満40才未満）又は女性技術者を配置する場合を評価することで、担い手の確保を促す方式。
- 専任指導者制度を活用した場合の監理技術者にも加点を可能とすることにより、更なる担い手確保の取り組みを促す。
- 担い手の確保については令和6年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」にも明記されており、発注者として担い手の確保を促すことにより、建設業における将来的な人材の確保・品質の向上が図られる。

本方式の評価イメージ

- ・配置予定技術者の施工能力等の評価項目のうち、「工事成績」の加算点を満点8点から5点に変更し、企業の施工能力等の「担い手の配置」に3点を分配する。
- ・施工能力評価型Ⅰ型Ⅱ型ともに同様の扱いとする。

（施工能力評価Ⅰ型）

企業の 能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点

	優良工事等表彰等	4点

	地域貢献度	3点
技術者 の能力 等	施工実績	8点
	工事成績	8点

施工計画		10点

（技術者育成型）

企業の 能力等	施工実績	3点
	工事成績	3点

	担い手の配置	3点
	優良工事等表彰等	4点

	地域貢献度	3点
技術者 の能力 等	施工実績	8点
	工事成績	5点

施工計画		10点

技術者育成型型の試行案

- ・施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型に適用可能とする。
- ・対象工種は、比較的難易度の低い一般土木工事とする。
- ・専任指導者制度を活用した場合の監理技術者へも、評価基準に合致する場合は加点する。
- ・次代担い手（若手・女性技術者）活躍型との併用活用はできないものとする。

担い手の配置の評価（企業の施工能力）

評価内容	評価基準	加算点
配置予定の監理（主任）技術者、又は現場代理人が次の条件を満たしていること ・基準日において、40才未満であること、又は女性であること	配置あり	3点
	配置なし	0点

工事成績の評価（配置予定技術者の施工能力）

評価内容	評価基準	通常の加算点	試行の加算点
北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く。)における6カ年度の一般土木工事の工事成績評定点	8.2点以上	8点	5点
	8.1点以上 8.2点未満	7点	4点
	8.0点以上 8.1点未満	6点	3点
	7.9点以上 8.0点未満	5点	2点
	7.8点以上 7.9点未満	4点	1点
	7.7点以上 7.8点未満	3点	0点
	7.5点以上 7.7点未満	2点	
	7.0点以上 7.5点未満	1点	
	7.0点未満又は北陸地方整備局の成績なし	0点	

専任指導者制度

- 若手技術者の更なる登用を促すため、配置要件は専任指導者とし、施工経験と立場を総合評価で加点
- 工事規模により、地域要件の広域・狭域が設定され、この設定に応じ、配置予定技術者の施工経験と立場を緩和

※専任指導者制度（試行）の経緯

H24.10 試行開始

H29.4 「専任指導者制度」に改称（補助者→指導者）

次代担い手（若手・女性技術者）活躍型

- 施工能力評価型Ⅰ型
- 担当技術者を配置する場合に総合評価で加点（資格・経験は不問。男性技術者は30歳以下）
- 工期の1/2以上配置

※若手及び女性技術者の育成を促す工事（試行）の経緯

H28.4 試行開始

【参考】

	発注件数（うち、制度利用件数）	
	次代担い手活躍型	専任指導者制度
R5	1件(1件)	257件(5件)
R6	36件(11件)	179件(1件)
R7	34件(21件)	147件(0件)

※R7は、2月集計までの速報値

工事の規模・難易度

入職～資格取得

配置技術者養成

技術者のスキルアップ（育成）

総合評価落札方式(業務能力評価型)技術者育成タイプ【試行】 総合評価落札方式(簡易特別型)技術者育成タイプ【試行】

令和8年度(新規)～

- 管理(主任)技術者に若手技術者(基準日に満40才未満)又は女性技術者を配置する場合を評価することで、**担い手の育成を促し、技術者として業務マネジメントを経験する機会の確保、拡大を図る方式。**
- 担い手の確保については令和6年6月に改正された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」にも明記されており、発注者として担い手の確保を促すことにより、建設業における将来的な人材の確保・品質の向上が図られる。

【試行内容】

■対象業務:

予定価格2千5百万円以下の土木コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務で定常的又は比較的技術的難易度が高くない業務

(基本的に総合評価落札方式の「業務能力評価型」または「簡易特別型」の対象となる業務から試行として抽出)

■技術評価点:

- 総合評価落札方式にかかる指名段階及び入札段階における配置予定管理(主任)技術者の成績・表彰の評価項目のうち、「業務成績」の加算点を満点10点から8点に変更し、「技術者育成」として2点を分配。
- 総合評価落札方式「業務能力評価型」・「簡易特別型」ともに同様の扱いとする。

技術者育成の評価イメージ<例:簡易(特別)型>

評価項目		簡易(特別)型	簡易(特別)型 技術者育成タイプ
入札段階	資格・実績等	資格要件	5
		地域精通度	10
	成績・表彰	技術者育成	2
		業務成績	8
	小計	25	25

技術者育成の評価

評価内容	評価基準	加算点
配置予定の管理(主任)技術者が次の条件を満たしていること ・基準日において、40才未満であること、又は女性であること	配置あり	2点
	配置なし	0点

配置予定管理(主任)技術者の業務成績の評価

評価内容	評価基準	加算点 <通常>	加算点 <試行>
		予定技術者が担当した北陸地方整備局発注(港湾空港関係事務に関するものを除く)の過去4カ年度間に完了し、TECRISに登録されている業務のうち、業種区分が土木関係建設コンサルタント業務、測量及び地質調査業務で、管理(主任)技術者又は担当技術者として担当した業務の技術者成績評定の平均点	80点以上
	78点以上80点未満	9点	7点
	76点以上78点未満	8点	6点
	74点以上76点未満	7点	5点
	72点以上74点未満	6点	4点
	70点以上72点未満	5点	3点
	68点以上70点未満	4点	2点
	66点以上68点未満	3点	1点
	64点以上66点未満	2点	
	62点以上64点未満	1点	
	60点以上62点未満	0点	0点
	60点未満又は北陸地方整備局の成績なし	非指名/欠格 (指名段階)(入札段階)	

インフラ整備のビジョン

北陸の元気なくして日本の元気なし!

北陸地域のポテンシャル

- ① 三大都市圏に隣接する地理的優位性
 - ▶ 日本列島のほぼ中央に位置し、三大都市圏・東北圏から概ね300km圏域
- ② キラリと光る「モノ」づくり
 - ▶ 付加価値の高いモノづくり産業 (北陸各県の1人当たりの製造品出荷額は日本海側トップクラス)
- ③ 世界に誇る観光地
 - ▶ 自然や歴史・文化を活かした多くの観光資源

地域の作り手として

- 【日本海沿岸東北自動車道】
- 【能越自動車道】
- 【金沢港 クルーズターミナル】
- 【国道289号 八十里越】
- 【アルミ製品】
- 【黒部立山アルペンルート】
- 【建設重機】
- 【兼六園】

更なる進化・発展

東北圏
首都圏
中部圏
近畿圏

【佐渡島の金山】 (令和6年7月世界文化遺産登録)

【金属製品(カトラリー等)】

【新潟県】「2025年冬の人気観光地(国内)」新潟市が1位 ※1
 【富山県】「2025に行くべき52カ所」に富山市が選出 ※2
 【石川県】「2026年に訪れたい旅行先ベスト20」に石川県が選出 ※3

北陸地域の最近の話題

※1 2025年12月 世界最大の旅行プラットフォームTripAdvisor(BU(トリップアドバイザー)が発表
 ※2 2025年11月 アメリカのニューヨークタイムズ(The New York Times)が発表
 ※3 2025年12月 英国放送協会(BBC)が発表

地域基盤のリスク

- ① 頻発する地震
- ② 激甚化する豪雨
- ③ 短期集中的な降雪
- ④ 進む施設の老朽化

【令和6年能登半島地震】 【令和6年9月の豪雨】 【令和4年12月の大雪】 【損傷が進む道路構造物】

地域の守り手として

【大河津分水路】 【利賀ダム】

【災害対応】 【除雪】 【白岩砂防堰堤】

北陸の建設業の未来創造 に向けた 3本柱 ~3Kから『新4K』へ~ 魅力ある建設業に向けて 直轄から公共セクター(県・市町村)~・民間へ

柱その1 適正利潤の確保

- 物価高騰等に対応した適正な積算・発注
 - ・賞金水準や物価水準の変動に対応したスライド制度
 - ・見積活用型積算による適正な予定価格の設定
- 単品スライド
- 全体スライド
- インフレスライド
- 業務スライド
- 見積活用型積算方式
- 建設資材の現地実態反映
- 地域外からの労働者確保
- 適正工期の設定、工期・納期の平準化

柱その2 変わる待遇・働き方

- 建設業の給与改善
- 現場条件や気候変動等に対応した多様な働き方を支援
- 週休2日を含む多様な働き方の実現
- 週休2日対象工事の拡大

柱その3 未来につながる建設現場

- BIM/CIM原則化と人材育成
- 遠隔臨場による監督等の拡大
- 新たな技術の積極導入
- 工事書類の簡素化・統一化
- プレキャストの積極導入

価格変動が...

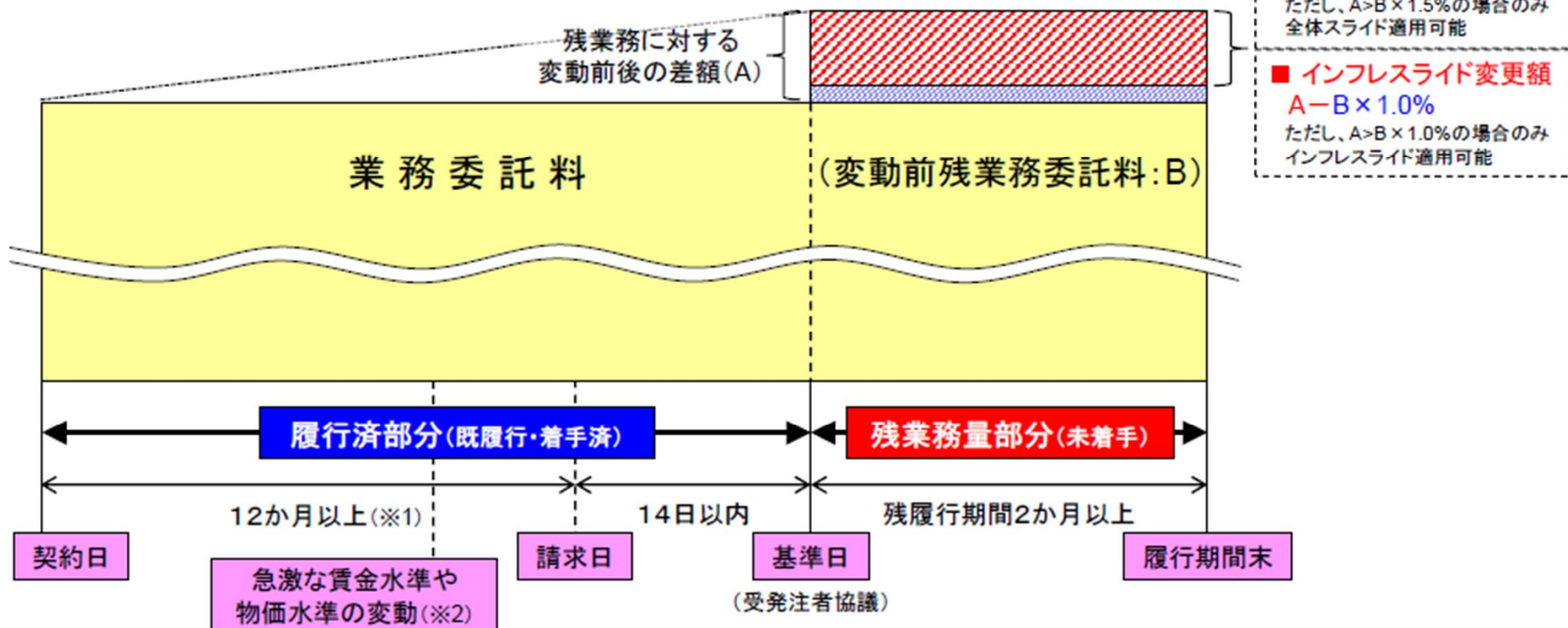
- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事 (比較的大規模な長期工事)	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来高部分を除く 特定の資材(鋼材類、燃料油類等)	基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受注者の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、全体スライド又はインフレスライド適用期間における負担はなし)	残工事費の1.0% (30条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「1%」を採用。単品スライドと同様の考え)
	再スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての特定資材が対象のため、再スライドの必要がない)	可能

○業務スライドの試行のポイント

- ・スライドとは、賃金等の変動に対処するため変動後の差額(スライド額)を業務委託料に反映する制度
- ・今回の試行では、まずはスライド額を適切に算定できる業務(賃金等の変動時の着手済・未着手が明確に確認できる業務)からの適用を開始

業務スライド(増額)イメージ



※1: 全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。

※2: インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

- 北陸地方整備局では、働き方改革や担い手確保の観点から、これまで週休2日推進に取り組んできたところ
- 令和8年度からは、週休2日を含む多様な働き方の実現に向けた支援を実施
- 週休2日の取り組みについてはフォローアップを行い、建設業界と情報共有を図る

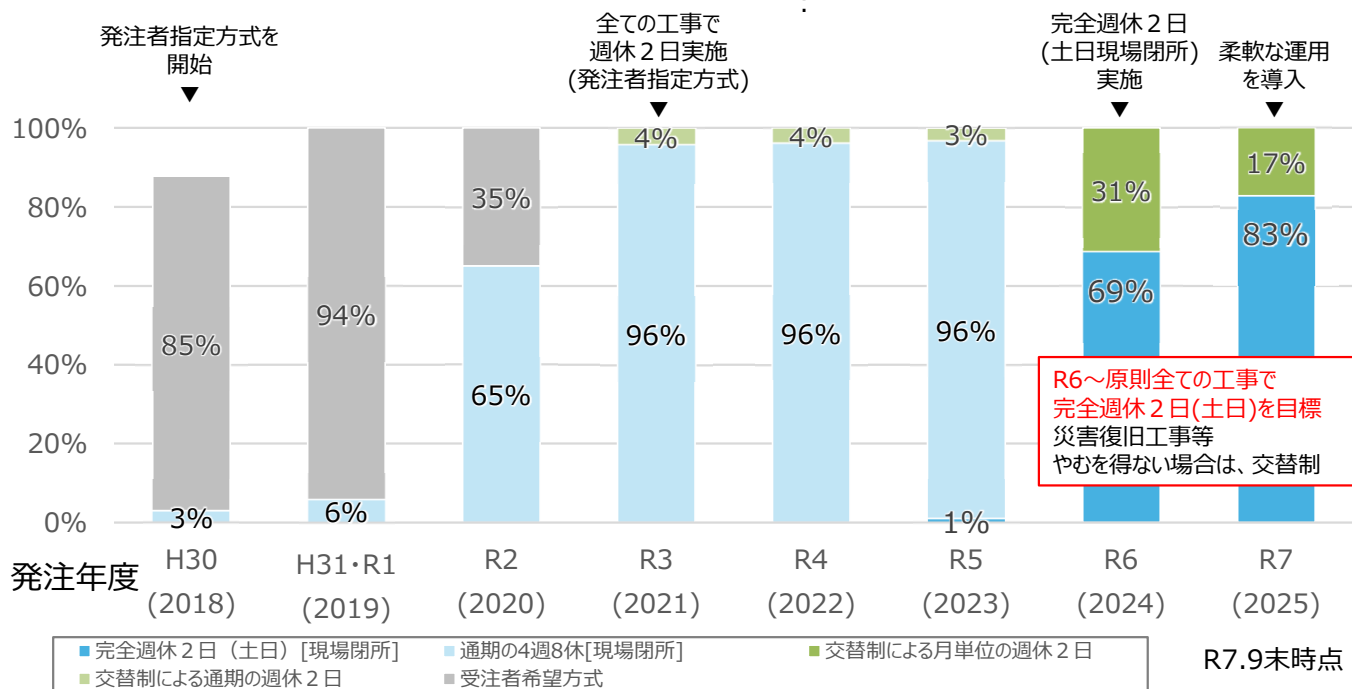
これまでの週休2日の推進と今後の働き方のあり方

H28～R5
週休2日の取組の拡大

R6～R7
週休2日の質の向上

R8～
多様な働き方の実現

北陸地方整備局における週休2日の取り組み(発注時点)



週休2日としての働き方




気候(猛暑対策等)を踏まえた働き方

変形労働時間制を適用した柔軟な働き方

ICT・DX等を活用した効率的な働き方

担い手の多様化に合わせた働き方

○ 建設業界からのアンケート結果を基に、夏場や冬期間などの作業環境が厳しい期間における作業環境改善に向けた受注者希望型による試行を一部工事で実施

令和7年度 取り組み内容	契約変更		受注者の評価																																						
	費用	工期	作業環境の改善	作業員の満足度	今後の試行希望																																				
試行工事① 橋梁補修工事 移動式クーラーの設置  	積み上げ計上あり	影響なし	大きく寄与した ある程度寄与した 寄与しなかった	非常に満足 やや満足 やや満足 やや不満 不満	非常に実施したい やや実施したい 条件付き(一部改善して)実施したい どちらでも良い 実施したくない																																				
試行工事② 河川工事 サマータイムの導入 <table border="1" data-bbox="201 933 862 1101"> <tr> <td></td> <td>7時</td><td>8時</td><td>9時</td><td>10時</td><td>11時</td><td>12時</td><td>13時</td><td>14時</td><td>15時</td><td>16時</td><td>17時</td> </tr> <tr> <td>通常</td> <td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td> </tr> <tr> <td>サマータイム(試行)</td> <td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td>■</td><td></td> </tr> </table> <p>作業開始時間を1時間前倒し</p> <p>こまめに休憩(作業45分、休憩15分)</p>		7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	通常		■	■	■	■		■	■	■	■		サマータイム(試行)	■	■	■	■	■		■	■	■	■		積み上げ計上なし	影響なし	大きく寄与した ある程度寄与した 寄与しなかった	非常に満足 やや満足 やや満足 やや不満 不満	非常に実施したい やや実施したい 条件付き(一部改善して)実施したい どちらでも良い 実施したくない
	7時	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時																														
通常		■	■	■	■		■	■	■	■																															
サマータイム(試行)	■	■	■	■	■		■	■	■	■																															
試行工事③ 河川工事 暑さ指数(WBGT基準値)を基に行動基準を設定 <table border="1" data-bbox="112 1324 750 1548"> <tr> <th>WBGT基準値</th> <th>注意</th> <th>警戒</th> <th>嚴重警戒</th> <th>危険</th> <th>熱中症警戒アラート</th> </tr> <tr> <td>水分塩分補給</td> <td>60分ごと</td> <td>60分ごと</td> <td>45分ごと</td> <td>30分ごと</td> <td></td> </tr> <tr> <td>休憩</td> <td>最低AM1回 PM1回</td> <td>AM1回 PM1回</td> <td>AM2回 PM2回 以上</td> <td>AM3回 PM3回 以上</td> <td>中止検討</td> </tr> </table> 	WBGT基準値	注意	警戒	嚴重警戒	危険	熱中症警戒アラート	水分塩分補給	60分ごと	60分ごと	45分ごと	30分ごと		休憩	最低AM1回 PM1回	AM1回 PM1回	AM2回 PM2回 以上	AM3回 PM3回 以上	中止検討	積み上げ計上なし	影響なし	大きく寄与した ある程度寄与した 寄与しなかった	非常に満足 やや満足 やや満足 やや不満 不満	非常に実施したい やや実施したい 条件付き(一部改善して)実施したい どちらでも良い 実施したくない																		
WBGT基準値	注意	警戒	嚴重警戒	危険	熱中症警戒アラート																																				
水分塩分補給	60分ごと	60分ごと	45分ごと	30分ごと																																					
休憩	最低AM1回 PM1回	AM1回 PM1回	AM2回 PM2回 以上	AM3回 PM3回 以上	中止検討																																				

- 夏場や冬期間などの作業環境が厳しい期間における作業環境改善に向けた試行工事を継続
- 令和8年度は対象事務所を全事務所に拡大し、一部工事において受注者希望型による試行を実施

① 現場環境改善費 (率計上分)	② 現場環境改善費 (積み上げ計上分)	③ 現場管理費 (熱中症補正)
<p><仮設備関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昇降設備の充実 ○ 環境負荷の低減 ○ ICT設備の充実 ○ 作業負荷の低減 <p><営繕関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) ○ 労働宿舍の快適化 ○ 現場休憩所の快適化(交通誘導警備員待機室を含む) ○ 衛生設備・厚生施設の充実等 <p><安全関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事標識・照明等安全施設の充実 ○ 盗難防止対策 ○ 健康関連施設の充実 ○ 野生生物・害虫対策等 <p><地域連携></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) ○ 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) ○ 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) ○ 現場景観向上(美装化・デザイン看板等) 	<p><現場施設等における熱中症・防寒対策></p> <p style="text-align: center;">全国運用</p> <p style="text-align: center;">①率計上額の100%を上限に積み上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ メッシュシートによる遮光設備の設置 ○ 大型扇風機の設置 ○ 休息車の設置 ○ 日除けテント・ミストファン設置 ○ 給水器、製氷機 <hr/> <p style="text-align: center;">北陸の試行</p> <p style="text-align: center;">※上記以外の作業環境における対策 に対して積み上げ</p> <p><作業環境関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設テント設置、仮囲内の冷暖房 <p><省力化関連></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 省力化が図れる機械化・新技術活用 ○ プレキャスト製品・3Dプリンタ活用 など ※省力化関連は該当する工種における直接工事費を設計変更 <p><対象外></p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境ではない休憩施設における対策 ・「建設工事における猛暑対策パッケージサポート(R7.12.23国土交通省)」の施策・取組(工程設定、作業時間変更など) 	<p><作業員個人に対する熱中症対策費用></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 塩飴等 ○ 経口補水液等効果的な飲料水を常備 ○ 熱中症対策キットの設置場所の明示 ○ 熱中症対策キット ○ 空調服 ○ ヘルメット取付ソーラー充電式ファン ○ クーリングベルト など

- 委託業務においても猛暑期間を回避した業務発注に取り組むほか、猛暑期間における現場作業回避の協議および猛暑時間における現場作業回避(早朝・夜間作業)の支援(費用計上)を実施。

遠隔臨場については、令和4年3月に建設現場における「遠隔臨場(段階・材料確認・立会)」、令和6年3月に遠隔臨場による「工事検査」に係わる実施要領が策定され、適応性等を検討した上で原則、全ての工事に適用されている。

令和7年度の遠隔臨場の実施状況は、段階・材料確認・立会が56%、工事検査が6%となっている。

※. 工事時間中に1回でも遠隔臨場を実施している割合

令和8年度においては、「段階・材料確認・立会」を各工事において1回以上(100%)、「工事検査」を各事務所において、発注工事の50%以上の実施を目標として実施率の向上をめざす。

◆ 遠隔臨場(段階・材料確認・立会)

・遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うことをいう

◆ 遠隔臨場(工事検査)

・遠隔臨場による工事検査とは、動画撮影用カメラ(ウェアラブルカメラ、360度カメラ等)により取得した映像及び音声を利用し、遠隔地からWeb会議システム等を介して、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における工事実施状況、出来形、品質と出来映えの各検査項目を行う



遠隔臨場に用いる機器構成

遠隔臨場 (段階確認・立会等)		遠隔臨場 (工事検査)	
対象件数	実施数	対象件数	実施数
340	190 (18)	340	22 (6)

完成工事における遠隔臨場による検査の実施状況(R8.1末時点)
()は、実施事務所数

ICT戦略研究会 インフラDXの推進（令和8年度実施方針）

- **DX研修** 施工者と発注者の合同開催とし効率化、会場は新潟と富山への拡大を継続
- **ICT遠隔施工講習会** 「ICT砂防体験講習会」を、「ICT遠隔施工講習会」（新潟市開催）へ変更
- **経営者セミナー** 新たにWeb講習会を検討
 <他の地方整備局や県等の開催するWeb参加可能なセミナーを案内し、受講機会を拡大>
- **出張DXルーム** 「新潟（上越）」「富山」の2会場へ開催を拡大

DX研修

- ・地方公共団体を含む施工者・発注者双方に対するBIM/CIM活用やデータ/デジタル技術の知識習熟等のための研修。
- ・R8は施工者と発注者の合同開催とする。

ICT遠隔施工講習会

- ・砂防工事など危険箇所を実施している遠隔施工を一般工事へ拡大・普及することにより、重機オペレータ不足等の課題解決に向けて、遠隔施工技術の講習会を計画する。

出張DXルーム

- ・北陸インフラDX人材育成センターのDX技術をより幅広く地域の施工者・発注者・学生の方々へ体験していただく。
- ・R8は「新潟（上越）」「富山」の2会場へ開催を拡大。

経営者セミナー

- ・中小企業におけるICT技術の活用を促進するため、導入を検討している経営者を対象に先進企業の取組を紹介。
- ・R7の関東地整主催のICT施工「Webセミナー（R8.1.20～23）」には、北陸（新潟県・富山県・石川県）より74名参加。
- ・R8もWebで参加可能な講習会等への参加を案内。

令和8年度 北陸インフラDX人材育成センター 研修計画

対象者	研修内容	実施回数	
		新潟	富山
施工者・発注者	① BIM/CIM（施工計画検討）	2	2
施工者・発注者	② BIM/CIM（地形モデル作成）	1	
施工者・発注者	③ BIM/CIM（構造物モデル作成）	1	
施工者・発注者	④ ICT施工（3次元データ作成）	4	4
発注者	⑤ 3次元測量	1	
発注者	⑥ UAV写真測量	1	
施工者・発注者	⑦ ICT遠隔施工講習会（仮称）	1	



BIM/CIM(施工計画検討)【新潟】



BIM/CIM(施工計画検討)【富山】



ICT遠隔施工講習会【新潟】



除雪トラックシミュレータ



バックホウシミュレータ



VR体験

事務連絡
令和8年4月23日

各事務所長 殿
各管理所長 殿
都市調整官 殿
河川情報管理官 殿
道路情報管理官 殿
技術審査官 殿
官庁施設管理官 殿
用地調整官 殿

総務部 契約管理官
企画部 技術調整管理官
企画部 技術開発調整官

令和8年度北陸地方整備局直轄事業の執行について（通知）

標記について、「令和8年度国土交通省所管事業の執行について」（令和8年4月14日付け国会公第234号国土交通省事務次官通知）及び「令和8年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和8年4月14日付け国官総第306号、国官会第22452号、国官技第572号、国営管第631号、国営計第185号、国北予第36号大臣官房長通知）により通知されたところである。令和8年度予算の執行においては、令和6年能登半島地震や令和6年奥能登豪雨等の大規模自然災害からの復旧・復興を図るとともに、「国土強靱化実施中期計画」をはじめ、国土強靱化の取組を計画的に進めるために、令和7年度補正予算と合わせて切れ目なく取組を進め、施策効果の早期発現を図ることから、別紙の事項に十分留意の上、円滑かつ着実な執行を図るよう通知する。

なお、令和6年能登半島地震に係る災害復旧・復興に関する工事で施工場所を石川県内とする工事、令和6年奥能登豪雨に係る災害復旧・復興に関する工事、及び奥能登・中能登土木総合事務所管内において施工する災害復旧・復興以外の工事については、関連通知によること。

担 当

総務部	契 約 課	契 約 係	(契約事務全般)
企画部	技術管理課	基準第一係	(工事積算基準)
		基準第二係	(調査積算基準)
		検 査 係	(監督・検査)
		技術審査係	(入札契約制度)

I 事業執行の基本方針

北陸地方整備局管内においては、度重なり発生する地震災害、気候変動による豪雨や大雪等の地域社会に与えるリスクに確実に対応するために、インフラ整備や担い手の確保といった体制を持続的に構築していくことが必要不可欠である。

令和8年度の事業執行にあたっては、工事・業務の品質確保、入札及び契約手続における一層の透明性及び競争性の確保をしつつ、このような取り巻く状況を踏まえて、多様な地域社会に与えるリスクへ今後とも対応し続けるために、地域建設業の維持による対応力の強化や、処遇の改善や働き方改革・環境整備による次代担い手が活躍できる体制の構築を念頭に事業を推進する。

II 工 事

1. 事務の改善及び効率化について

(1) 総合評価落札方式のタイプ選定

補正予算及び災害復旧工事に係る案件については、事業を迅速かつ着実な執行を図る観点から、二極化した総合評価落札方式において、施工能力評価型Ⅱ型の適用を拡大する。具体的には、施工能力評価型Ⅰ型適用工事のうち、予定価格3.4億円未満（ただし、分任官特例を適用する工事も含む。）については、施工能力評価型Ⅱ型により入札手続きを実施することで提出書類を簡素化等できるものとする。また、補正予算及び災害復旧工事に係る案件以外の案件については、総合評価タイプ選定フローにより適切にタイプ選定することとする。

(2) 一括審査方式の活用

複数の同種工事を同時期に発注する場合、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料の内容を同一とすることができる一括審査方式を継続する。また、更なる事務手続きの簡素化のため、引き続き施工能力評価型Ⅱ型への適用拡大を継続する。

施工能力評価型Ⅰ型で求める技術資料（施工計画の提案）については、施工計画又は技術提案とし、施工計画のテーマとした工程表の立案は、不可とする。実施にあたっては、配置予定技術者の複数申請は認めないものとするが、本官契約の一部においては、技術者不足の観点から複数名申請を可能とする試行を継続する。

また、地域要件、施工実績等求める競争参加資格や総合評価の内容等が同一である場合は、同一事務所内において一括審査方式を適用することができるものとする。

なお、活用にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(3) 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い

「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」における「同時提出方式」について、関連通知に基づき適切に実施する。令和7年度補正予算に係る案件につ

いては、引き続き、入札書及び技術資料の同時提出については適用しなくても差し支えないこととする。

なお、引き続き「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年2月6日付け国地契第61号、国官技第256号、国営計第110号、国北予第39号）の「6 予定価格の作成」及び「7 入札書の管理の徹底」の趣旨を踏まえ、全ての工事において、予定価格の作成は入札書の提出期限から開札までの間に作成するものとし、入札書については開札まで開くことがないように管理を徹底すること。

(4) 通常型指名競争入札の活用

下記の事象において、通常型指名競争入札を実施できるものとする。なお、不誠実な行為など指名できない業者を除き、企業の本店所在地、施工実績などの条件を付与し、その条件に合致した者(概ね20者程度)を全者指名する方式とし、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

- ① 過去に不調・不落が発生した同一地区かつ同一工種の工事の発注で、比較的小規模の工事(概ね1億円未満の一般土木工事、維持修繕工事を対象)
- ② 一般競争において、不調・不落となり、設計替後、新たに競争入札の手続きをする工事(通常は、一般競争2回以上実施後に指名競争に移行。)

(5) 工事書類の簡素化に向けた「協議事項設定のあり方」

受注者の協議書類の作成に伴う負担軽減を図る目的として、発注者が発議すべき事項を明確にした「協議事項設定のあり方」を反映した特記仕様書を設計図書として交付すること。具体的には特記仕様書の「監督職員と協議する」といった表現方法は、発注者が発議すべき事項を明確にした上で、記載事項の「削除」も含め、「指示・提出・報告・承諾」として設定すること。

(6) 書類限定検査の標準化

検査時における監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るため、検査時に確認する項目を10項目に限定する「書類限定検査」を全ての工事に適用すること。

(7) 監督・検査におけるDXの推進

① 第三者品質証明制度の活用

施工者と契約した第三者による品質証明の試行を継続する。

② 監督・検査の省力化

遠隔臨場による工事検査(完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査)、段階確認、材料確認及び立会等を、全ての工事に適用することとし、積極実施を図る。

なお、現場条件、検査・確認項目の適応性、受発注者間の調整^{*}を踏まえ、従来方法(対面、

現場実地等)を選択することも可能である。

※受発注者間の調整：現場状況の詳細把握、現場での学びや技術力の向上、受発注者間のコミュニケーション強化等のため、全てを遠隔臨場によることにこだわらず、受発注者間で調整を図りながら遠隔臨場を活用する。

(8) 受発注者間のコミュニケーションの充実

「工事施工の円滑化4点セット【統合版】」「工事書類スリム化ガイド」を活用した工事円滑化推進会議の開催により、受発注者間のコミュニケーションの充実を図る。

(9) 工事の生産性向上に向けた取組

前期・後期の年2回、受発注者を対象とした「工事施工の円滑化4点セット【統合版】」「工事書類スリム化ガイド」活用等による生産性向上の説明会を開催する。

また、各現場において、監督員等は、工事契約後に速やかに行う施工条件確認部会において、受発注者間で「工事施工の円滑化4点セット【統合版】」（条件明示の手引きは工事発注時に記入、見積参考資料として開示したもの）の活用徹底、「工事書類スリム化ガイド」の遵守について確認すること。

2. 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 見積活用型積算方式の活用

過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事や、予定価格と入札価格の乖離が原因で不調・不落の恐れがある工事、特別調査による歩掛や単価の設定が困難なものについては、入札公告時に競争参加者に施工歩掛を徴取し、平均的なものを予定価格に採用する見積活用型積算方式の活用を継続する。

営繕工事においては、当初発注から、過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事を対象工事に入札参加者の見積りを積極的に活用されたい。

(2) 局特別調査（臨時調査）結果等に基づく材料単価等の提示

局特別調査（臨時調査）や見積徴取結果に基づく材料単価や歩掛について、競争参加資格確認通知書において競争参加資格が有と通知された者（同時提出方式の場合は、全ての競争参加資格確認申請者）に対し、「見積参考資料（別紙）」にて提示すること。また、工事費に対して市場単価等が占める割合が多く、過去に同一地域で不落になった工事と同種及び類似工事など不落の可能性がある場合は、局特別調査（臨時調査）や見積徴取結果に基づく市場単価、土木工事標準単価、施工単価、機械賃料、並びに建設機械損料（北陸独自損料）についても提示可

能とする。ただし、提示にあたっては、技術管理課基準第一係に事前相談すること。なお、局特別調査（臨時調査）における「単価公表の可否」が否の場合及び調査業務受注者や見積協力会社から提示不可とされた場合は、今後の単価調査環境確保のため提示は行わないものとする。

(3) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

建設資材のひっ迫が懸念される地域では、通常は地域内から調達している建設資材を安定的に確保するために遠隔地から調達せざるを得なくなる場合が想定される。このため、建設資材のひっ迫が懸念される地域においては、当該建設資材について当初特記仕様書に調達条件を明示した上で、工事実施段階において当初の調達条件によりがたい場合には輸送費や購入費用など調達の実態を反映して設計変更を行うこと。

(4) 地域外からの労働者・技術者確保に要する間接費の設計変更

労務市場のひっ迫が想定される地域においては、宿泊費や労働者の赴任手当など地域外からの労働者確保が必要になる場合が想定されることから、特記仕様書に明示した上で、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更があった場合、必要となる費用について設計変更により対応できる。

また、能登半島地震の被災地域（奥能登・中能登地域）においては、労務市場や宿泊場所の逼迫が顕著な状況であることから、宿泊場所の設置も可能とするなどの拡充措置を図る。

(5) 建設現場における週休2日を含む多様な働き方の推進

直轄工事における試行を通じて、建設業は完全週休2日を含む週休2日が可能な業界であることを確認したところであり、今後は、多様な働き方の実現に向けた支援に軸足を置くこととし、これまでの週休2日としての働き方の他、気候（猛暑対策等）を踏まえた働き方、変形労働時間制を適用した柔軟な働き方、担い手の多様化に合わせた働き方など、建設産業として多様な働き方の実現に向けた支援を行っていく。

(6) 適切な工期の設定

工期の設定（パーティ数の決定を含む）にあたっては、「直轄土木工事における適正な工期設定指針（令和8年3月 国土交通省 大臣官房 技術調査課）」に基づき、工事の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情、自然条件等を踏まえた施工に必要な日数のほか、週休2日の推進を踏まえ、適正な工期を算定し、特記仕様書へ明示するとともに、「工事工程表」「パーティ数」「土木工事条件明示手引き（チェックリスト）」を公告時に見積参考資料（別紙）として明示すること。

余裕期間制度については、①発注者が工事の始期を指定する方式（発注者指定方式）、②発注者が示した工事着手期限までの間で受注者が工事の始期を選択する方式（任意着手方式）、

③発注者が予め設定した全体工期の中で受注者が工事の始期と終期を決定する方式（フレックス方式）いずれかの方式を原則活用すること。

また、受注者の工程計画策定を支援する観点から、原則として全ての工事において工事円滑化推進会議における「施工条件確認部会」及び「工程調整部会」を開催することとし、受発注者間での工事工程表（クリティカルパスを含む）の共有を行うこと。

工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有し、適切に工期の変更を行うものとする。

なお、「工程調整部会」を開催する時は、必要に応じて専門工事業者の技術者も参加させるなど、関係者間で工事工程の共有を図ること。

（7）施工時期の平準化

年度当初に工事が少ないことや、年末・年度末における工期末の集中を避け、年間を通じた資機材・労働力確保の最適化に向け、適切な工期の設定、余裕期間制度の活用、翌債等の繰越制度の適切な活用、2カ年国債やゼロ国債を活用した計画的な発注とする。あわせて、円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業円滑化国債）を適切に活用すること。

なお、前倒し発注できるものはさらに手続きを早め、早ければ11月より翌年度工事の入札手続きを開始する早々期発注を継続して実施する。

また、建設企業に技術者や技能者等の人材、資機材の効率的かつ効果的に活用を促すため、国、地方自治体等の発注見通しの統合・公表を推進することにより、施工時期等の平準化に努める。

（8）気候変動に対応した適切な作業環境確保の取組

他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現に向け、施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめて支援する運用を実施する。

（9）適切な規模・内容での発注（分任支出負担行為担当官特例（以下「分任官特例」という。））

「第1次国土強靱化実施中期計画」の期間中（令和8年度～令和12年度）については、中小建設業者等の受注機会の確保を図るために、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を可能とし、分任支出負担行為担当官の予定価格が4.9億円を超えない工事とすることができる。

上記「分任官特例」を適用する場合は、下記を標準とする他、適正な工期が設定できるよう、工事規模等に配慮すること。

なお、実施にあたっては、技術管理課へ事前相談することとし、承認を得ずに適用することを厳に禁止する。

- ① 一般土木は、等級区分をB+Cランクとする。
- ② 地域要件の設定については、各地域における応札環境に十分に配慮し、平等な評価となるように適切に設定するものとする。

また、変更契約の取扱いについては次のとおり取り扱うこと。

当初契約で、分任官特例を適用した場合については、変更契約において6億3,700万円を超えない範囲で分任官特例として契約することができるが、これを超える場合は、本官契約となるので十分留意すること。

当初契約は分任官契約している案件で変更金額が4億4,200万円以上となる場合は、本官契約となることが基本であるが、やむを得ない場合は6億3,700万円を超えない範囲で、分任官特例として契約することを可能とする。

ただし、以下について、全てを満たしていること。

- ① 変更金額が4億4,200万円以上となることを認めた場合は、速やかに本局工事発注担当課に報告すること。なお、前述を認めた場合は、「一部変更指示」「受注者からの見積り」等、金額を受発注者で確認したことを指すものとする。
- ② ①の増額理由が、当初想定し得なかった事象や一体不可分であるため同一工事で施工する必要がある等、真にやむを得ないことであること。
- ③ ②について、本局工事発注担当課から了解を得ていること。

なお、変更時に分任官特例として契約するにあたっては、上記①～③を満たしてから技術管理課へ相談することとし、特例措置であることを十分に認識し、承認を得ずに適用することを厳に禁止する。

(10) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更

1) スライド条項

工事契約後の資材や労務費の高騰等により請負代金額が不相当となった場合は、工事請負契約書第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（スライド条項）に基づき、その適用対象となる工事については遺漏なきよう措置すること。

2) 建設資材の実態反映の試行

建設資材の市場での価格変動が続いていることを踏まえ、主要資材であるコンクリートとアスファルトを使用する一部工事を対象に、設計単価と現地取引価格の乖離実態を把握するため、施工時の現場実態（取引価格）を反映し、請負代金の変更を可能とする試行工事を実施することとする。

(11) 円滑な工事発注

災害復旧工事をはじめ、大型補正予算による工事や維持工事など、工事の設計や仕様が確定していない場合や確定することが困難な場合は、その緊急性などを踏まえ、以下の制度・積算等の積極的な活用を検討し、円滑な発注に努めること。

1) 概数・概略発注

詳細設計はあるが、設計数量を確定させていない案件については、設計数量の確定時期を条件明示した上で、設計数量を概算数量として発注することができる。なお、設計数量の確定後、速やかに契約変更するものとする。

詳細設計図及び設計数量が用意出来ない案件については、詳細設計成果の提示時期を条件明示した上で、標準横断図などの概略図及び概略数量で発注することができる。なお、設計完了後、速やかに契約変更するものとする。

また、概算数量発注を活用する場合は、原則として余裕期間制度をあわせて活用すること。ただし、契約日から工期の始期までの早い時期に施工条件確認部会を開催し、特記仕様書で条件明示した修正設計や関係機関協議等が工事の始期までに完了するよう調整・確認するとともに、工期の始期や終期に変更の必要が生じた場合は、速やかに工期に係る契約を変更した後に工事に着手すること。

2) 「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

設計業務において余裕期間中で工事着手前の工事施工者からの助言を取り入れて設計することにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」の業務や工事の試行を活用する。

なお、実施にあたっては、事前に本局の工事担当部局と相談すること。

3. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性の確保及び競争性の確保

(1) 参加者の有無を確認する公募手続の活用

機械設備については、新設した業者の技術的ノウハウによりシステム構成されているため、その修繕工事は、これまで全て一般競争方式が適用されているものの、多くは新設時施工業者しか施工できないことから、新設時施工業者以外で修繕工事契約希望者の有無を確認する「参加者の有無を確認する公募手続」を行い、その結果により随意契約又は一般競争を行うことにより、確実な契約及び入札手続きの合理化を図る。

なお、実施にあたっては、「機械設備工事における参加者確認型契約方式の試行について（令和3年4月1日付け事務連絡）」を参考にするとともに、事前に施工企画課に相談すること。

(2) フレームワークモデル工事の活用

工事発注が一定の地域で集中し、技術者の確保が難しく、競争参加資格確認申請者が少数と見込まれる場合に、その一定地域内で類似する複数の工事について、あらかじめ参加希望者の意思を確認し、その中から工事毎の参加者を指名する「フレームワークモデル工事（総合評価落札方式）」を試行する。入札手続きにおける提出資料を簡素化・合理化し、手続き期間を短縮することで、入札参加者の増加を見込む。

なお、実施にあたっては、手続き前に技術管理課に相談すること。

(3) 競争参加資格要件の緩和

工事難易度が比較的低い（工事難易度Ⅱ以下）場合は、競争参加資格要件である企業と技術者の過去の工事経験に対し、以下のとおり、緩和を認めることができる。

対象工事は、施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型とする。

(企業実績)

通常：発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和：発注しようとする工事の同種とするが、施工量（規模）は求めない。

(技術者)

通常：発注しようとする工事の同種で、施工量の最低規模を実績として求める。

緩和：過去15年間の公共工事（発注機関及び工事種別は限定しない。）に主任（監理）技術者または現場代理人として、従事した実績があればよい。

※公共工事とは、国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事とし、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に定義されたものとする。

要件緩和を行った工事の同種性の評価は、以下のとおりとする。

<施工能力評価型Ⅱ型の例>

- 企業の施工能力（同種工事の施工実績）評価
過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工実績
S) より同種性が高い施工実績（4点）
A) 同種性が高い施工実績（2点）
B) 同種性が認められる施工実績（0点）
例) 掘削20,000m³の場合
S) 20,000m³以上の実績
A) 15,000m³以上20,000m³未満の実績
B) 掘削の実績（*緩和しない場合は10,000m³以上15,000m³未満の実績）
- 配置予定技術者の施工能力（同種工事の施工実績）評価
過去15ヶ年に元請として完成した同種工事の施工経験
S) より同種性が高い施工実績（5点）
A) 同種性が高い施工実績（3点）
B) 同種性が認められる施工実績（0点）
例) 掘削20,000m³の場合
S) 20,000m³以上の実績
A) 掘削の実績（*緩和しない場合は15,000m³以上20,000m³未満の実績）
B) 公共工事の実績（*緩和しない場合は10,000m³以上15,000m³未満の実績）

(4) 受注機会促進型の試行

受注機会が得られないことにより、優良工事表彰等の表彰を受ける機会が得られない課題の解決を図る等、受注機会の拡大を促すために受注機会促進型を試行する。対象工事は、分任官工事の施工能力評価型Ⅰ型、Ⅱ型の一般土木工事とし、公告日における北陸地方整備局発注の一般土木工事の契約工事の件数を評価する。なお、災害復旧工事等の随意契約による契約工事は、件数には含まない。

なお、試行の適用については、電子くじによる落札者の決定案件が発生した場合等に検討することとし、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(5) 配置予定技術者の施工経験緩和

競争参加資格である配置予定技術者の施工経験については、求める施工経験の従事期間以上の経験をもって競争参加資格としているが、経験の少ない技術者を積極的に活用するため、一定期間以上（求める施工経験の施工期間の1/2以上、又は、求める施工経験の施工期間の365日以上）に従事していれば施工経験として認める試行を、一般土木工事のWTO対象工事の一部で実施する。

(6) 配置予定技術者の計画的配置に関する試行

WTO対象工事については、一般競争入札総合評価落札方式の手続きには時間を要することから、競争参加者による配置予定技術者の計画的な配置に資するため、競争参加資格確認申請書とあわせて提出を求めている配置予定技術者の資格要件に係る資料の提出を、開札後落札決定前に延伸する試行を実施する。対象は、段階的選抜方式は除く一般土木工事のWTO対象工事（技術提案評価型S型）の一部で実施する。

4. 公共工事等の品質確保の促進

(1) ICTの全面的な活用の拡大

1) ICT工事

工事の生産性向上を図るため、ICTの全面的な活用としてICT活用工事（導入型）、ICT土工、ICT舗装工、ICT河川浚渫、ICT砂防・ほくりく、ICT海岸・ほくりく、ICT地盤改良工、ICT法面工、ICT舗装工（修繕工）、ICT構造物工、ICT基礎工、ICT擁壁工、の取組を実施する。

具体的な取組方針は以下のとおりとする。

- ICT活用工事（導入型）
発注者指定型は1,000m³未満の小規模工事を対象とする。
- ICT土工
発注者指定型は1,000m³以上を対象とする。

- ICT河川浚渫
発注者指定型により実施する。
 - ICT舗装工
発注者指定型は3億4,000万円以上又は、路盤工5,000m²以上を対象とし、3億4,000万円未満かつ路盤工3,000m²以上5,000m²未満の工事においては施工者希望II型により実施する。
なお、港湾関係工事において、ICTの全面的な活用としてICT浚渫工、防波堤等のICT基礎工・ブロック据付工を実施する。
- 2) ICT普及・拡大
ICTの更なる普及・拡大を図るため、講習会、見学会、報告会を整備局管内の各会場で実施する。
また、ICT活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象にICT技術の向上を目的とした講習会を開催した企業を『ICT人材育成推進企業』に認定する。
- 3) BIM/CIM適用工事
関連通知に基づき、適切に実施する。建設現場での活用を前提とした3次元モデルの導入・活用を推進する。

(2)コンクリート工の規格の標準化

コンクリート構造物のプレキャスト製品の積極的な活用に向け、予備設計段階からVFM（Value For Money）の概念を適用し、比較検討を継続する。
検討にあたっては「プレキャストコンクリート製品活用事例集」（令和3年7月）を活用することとし、プレキャスト製品活用の推進を図る。
また、一部コンクリート構造物（ボックスカルバート、擁壁、集水柵）については、標準規格品を積極的に活用する運用も令和7年度より開始している。
なお、工事段階に新たな制約条件が発生した場合でも、受発注者間の協議でプレキャスト製品の活用を検討することとする。その際、「施工時の安全性」「構造的性」などを考慮し、総合的に検討することとする。

(3)「地元企業活用評価型」総合評価落札方式の試行

地域の中小企業の活用を通じて円滑で確実な施工を図ることにより、工事の品質向上につなげるため、地元企業の下請け活用率を評価する「地元企業活用評価型」総合評価落札方式の試行を継続する。

(4)「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行

競争性を高めるため、地方自治体の優良工事表彰と工事成績評定を直轄実績同様に加点対象と加点評価対象とする「自治体実績評価型」総合評価落札方式の試行を継続する。さらに競争

性を高めることが必要な場合、同方式を適用した時に限り、企業の施工能力等の評価項目のうち、地域貢献度を評価対象外とすることができる。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

(5)「企業能力評価型」総合評価落札方式の試行

競争参加者が少ないと想定される工事において、技術者の能力等に係る評価を省略し、企業のみで評価する方式を試行する。技術者の能力等に係る評価を省略することにより、受注機会の拡大を図りつつ、受発注者双方の事務負担が軽減される。対象とする工事は、比較的難易度の低い工事とし、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(6)「次代担い手（若手・女性技術者）活躍型」総合評価落札方式の試行

建設業の担い手育成・確保のため、若手技術者及び女性技術者の工事経験の機会拡大や技術力の向上と就労環境改善を図るため、若手技術者や女性技術者を担当技術者に配置することを評価する試行を継続する。

(7)段階的選抜方式（WTO対象工事）の試行（技術提案評価型S型）

多数の競争参加者が予測される工事等において実施している段階的選抜方式は、受発注者双方の事務量の軽減を目的とし、選抜者数を15者程度とする。

また、選抜者の固定化により非選抜者は技術提案を提出できないことから、従来の企業・技術者評価に加え、1次審査時に技術提案の1事項も評価に加えることで、2次審査へ進む者が入れ替わる選抜方式の試行を継続する。

試行対象工事は、技術提案評価型S型（WTO対象工事）とする。

(8)国土技術開発賞の評価

WTO対象工事の段階的選抜方式において、国土技術開発賞の受賞実績の評価を追加する。評価対象は、過去2カ年度における国土技術開発賞の最優秀賞、優秀賞、特別賞のいずれかの受賞実績とし、配点は1点とする。

(9)資料等に関する質問回答の拡充の試行

入札参加者が入札価格を決定するにあたり、発注者側の積算内容に関する質問回答に対して更問いを可能とするため、質問回答の機会を2回とする試行を継続する。対象とする工事は、技術提案評価型S型以上の一部工事とする。

(10)労務費見積尊重宣言モデル工事の試行

一般社団法人 日本建設業連合会（日建連）は、建設技能者の賃金を全産業労働者平均レベルに近づけるため、『労務費見積宣言』を2018年（平成30年）9月18日に表明し、元請

け企業による労務賃金改善の取組が行われている。

これを踏まえ、建設業の労務賃金改善に関する取組を推進するため、段階的選抜方式でインセンティブを付与する試行を継続する。

試行対象工事は技術提案評価型 S 型（W T O 対象工事）を対象とし、労務費見積尊重宣言を提出した場合、「企業の施工能力等」の評価で 1 点を加点する。

(1 1)ワーク・ライフ・バランス（W L B）認定企業の評価

ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価については、全ての職種・等級に適用するものとする。

また、一般土木工事及び建築工事のW T O 対象工事で試行している技術者の地元地域での活躍を促すために居住地を評価する試行は、一般土木工事及び建築工事のW T O 対象工事でのみ適用する。

一般土木工事及び建築工事の本官工事において、厚生労働省の 3 つの認定制度に加えて、介護休業、介護休暇に係る制度を社内制度として定め、過去 5 カ年度に取得実績がある場合を評価する試行は、一般土木工事及び建築工事の本官工事でのみ適用する。

(1 2)登録基幹技能者の配置

工事目的物の品質確保・向上を図るため、優れた技能と調整力を持つ「登録基幹技能者制度」として登録された「登録基幹技能者」の現場配置を評価する試行を継続する。

施工能力評価型 I 型及び技術提案評価型 S 型（W T O 対象工事以外）の全工事を対象とし、登録基幹技能者を配置する場合に、「企業の施工能力等」の評価で 1 点を加点する。

(1 3)専任指導者制度の試行

若手技術者の更なる登用を促すため、経験ある技術者が現場経験の少ない主任技術者又は監理技術者を支援する専任指導者制度の試行を継続する。

また、技術提案評価型 S 型以上の一部工事においては、現場経験の少ない技術者対策の一環として、入札時には専任指導者の配置予定の有無を求めず、配置予定技術者として評価し、契約後に入札時の配置予定技術者を専任指導者として配置すれば、一定要件を満足した主任（監理）技術者を新たに配置できる試行を継続することとし、積極的に活用するものとする。

(1 4)生産性向上技術活用表彰・ICT人材育成推進企業認定の評価

建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ICT や B I M / C I M 等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対して表彰し、総合評価において加算点の対象とする。

また、ICT 活用工事現場で受注者自らが自社職員（下請企業含む）を対象に、ICT 技術の向上を目的とした講習会を開催した企業のうち、選定委員会においてその内容が認められた企

業を「ICT人材育成推進企業」に認定し、総合評価において加点対象とする。

(15)海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者について表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和2年度より創設し、国土交通省として表彰を行っていることから、本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を評価に活用する。

工事においては、全ての総合評価落札方式を評価の対象とし、認定実績を同種工事等の実績として認めるとともに、表彰実績を国内での優良技術者表彰と同等に加点評価する。

なお、優良技術者表彰等と海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度により認定された表彰については、重複して加算しない。

(16)継続教育(CPD及びCPDS)の取組状況

令和8年度のCPD及びCPDSの評価は、令和7年度の継続教育において取得した単位を登録認定団体毎の1年間の推奨単位で除した単位取得値の合計が1.0以上となる場合は、評価で1点を加点する。

(17)技術の研鑽度評価の試行

継続教育の取組状況として、CPD及びCPDSの単位取得に加え、技術論文等も評価の対象とする試行を継続する。

技術論文等としては、配置予定技術者本人が執筆した工事における技術開発、創意工夫等で、技術雑誌などで公開されたものとする。

なお、評価対象技術論文等は、北陸地方整備局管内の話題を中心とした書物や雑誌とし、試行対象は、総合評価落札方式施工能力評価型Ⅰ型及びⅡ型とする。

【評価対象技術論文等】

「北陸の建設技術」技術レポート

「北陸地方整備局事業研究発表会」発表論文

「北陸道路舗装会議」「北陸橋梁保全会議」「建設技術報告会」技術報文

※民間企業が発刊する技術雑誌等は対象外(〇〇技報、企業名入り雑誌)。

※複数名の発表資料等で、連名論文などの場合、筆頭投稿者のみ対象。

※工事ごとの競争参加資格条件(入札説明書等)に、上記の評価対象技術論文リストを掲載。

(18)技術提案・交渉方式(ECI方式)の活用

当該工事等の仕様の確定が困難である場合において、技術提案を公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約するこ

とができる。

なお、実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

(19) 新技術の活用促進

建設現場におけるイノベーションの推進、生産性の向上のため、新技術を活用し、効率的な施工管理等により工事品質の向上を図るものとする。

活用促進にあたり、直轄土木工事において新技術活用を原則義務化することとし、詳細設計において新技術を特定し、工事発注時に特記仕様書に具体的な新技術を明示することとする。

特記仕様書に具体的な新技術を明示することが出来ない場合（詳細設計において新技術を特定できなかった場合）には、発注者が定める施工計画テーマや施工内容に基づき受注者からの提案を受けて、新技術の導入を図ることとする。

また、実用段階に達していない技術を工事の実施過程で実証・検証する試行を継続する。

工事発注の運用については、関連通知によるものとする。

(20) ISO9001 認証による品質マネジメントシステムを活用したモデル工事の試行

工事の更なる品質向上と監督業務の効率化を図るものとして、企業におけるISO9001 認証に基づく品質マネジメントシステムを活用した工事の試行を継続する。

また、モデル工事の試行にあたり、ISO 認証審査登録機関（第三者機関）による監査を取り入れるものとする。

なお、実施にあたっては事前に技術管理課と相談すること。

(21) 若手技術者賞の受賞者への加点評価

次代担い手の確保・活躍に寄与するよう、優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者の評価項目として、若手技術者賞の受賞者の加点評価を追加する。なお、評価対象は、過去4 学年度における若手技術者表彰の受賞者とし、配点は1 点とするが、優良工事技術者表彰及び優良工事表彰の従事技術者の評価項目は、これまでと同様に最も配点の高い表彰を評価し、重複評価はしないこととする。

(22) 技術者育成型の試行

建設業における将来的な担い手の確保や品質の向上に資するため、監理（主任）技術者、現場代理人に若手技術者（基準日に満40才未満）又は女性技術者を配置する場合に評価する試行を実施する。

対象工事は、対象工事は施工能力評価型Ⅰ型及びⅡ型の比較的難易度の低い一般土木工事とする。また、前記(13)の専任指導者制度との併用を可能とし、専任指導者制度を活用した監理（主任）技術者へも評価基準に合致した場合は評価するものとする。なお、前述(6)の次代担い手（若手・女性技術者）活躍型とは、併用活用できないものとする。

実施にあたっては、事前に技術管理課に相談すること。

5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、関連通知に基づき、適切に実施する。

III 業 務

1. 事務の改善及び効率化について

(1)発注方式の選定

建設コンサルタント業務等（測量、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務をいう。以下同じ。）の発注に当たって、当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定するものとし、事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定するものとする。

(2)一括審査方式の試行

目的・内容が同種の業務であり、技術力審査・評価の項目が同じ業務となる場合、その業務の品質を確保した上で、受発注者の負担軽減のため、提出する技術資料（実施方針又は技術提案のテーマ）を同一のものとするのできる一括審査方式の試行を継続する。対象業務は総合評価落札方式の「簡易型」及び「簡易特別型」、「業務能力評価型」、プロポーザル方式とする。

(3)総合評価落札方式 一般競争入札 業務能力評価型の試行

建設コンサルタント業務等における技術提案書（実施方針）の省略による負担軽減や入札手続き期間の短縮による業務の効率化を目的として、「一般競争入札方式（業務能力評価型）」の試行を継続する。

なお、対象業務の金額規模は、2, 500万円以下とする。

(4)総合評価落札方式 標準型1：3における「評価テーマ1課題」の試行

特に技術力を重視する業務について、業務の品質を確保しつつ競争参加者の負担を軽減するため、総合評価落札方式 標準型1：3の評価テーマを1課題とし、技術点の評価項目の配点割合を1：2と同様とする試行を継続する。

(5)受発注者間のコミュニケーションの充実

業務を円滑に進めるため、業務履行期間中の受発注者間のコミュニケーションの充実を図る取組を実施する。

① 業務連携会議（4者会議）の実施

地形測量、地質調査、設計が平行して行われる構造物の設計において、測量受注者、地質調査受注者、設計業務受注者と発注者の4者がスケジュールや条件を調整する「業務連携会議（4者会議）」を実施する。

② 合同現地踏査等における地質技術者等の参画

地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場の業務の合同現地調査等において、地質業務の受注者等を参画させ、地質調査報告書等から判断される留意点等について具体的な説明を求めることにより、成果の品質確保・向上に努める。

③ 業務スケジュール管理表の活用

発注者の判断・指示が必要とされる事項の有無について、受発注者間で共有し、その役割分担や着手日、回答期限等を業務スケジュール管理表に明記し、適切に業務のスケジュール管理を行う。

なお、スケジュール管理にあたっては、「マンスリーチェック」を可能な限り取り入れる。

④ ワンデーレスポンスの徹底

受注者からの設計条件に関する質問・協議があった際は、その日のうちに回答、検討に時間を要する場合は、回答可能な日を通知することにより、円滑な業務の進捗を図る。

⑤ 業務のWEB形式による会議、完成検査の実施

業務打合せ等において、業務の効率化に資するWEB形式による会議、完成検査の取組を実施する。

対象業務は、測量、地質調査、土木関係建設コンサルタント業務のすべての業務とし、原則WEB形式で実施する。

2. 円滑な事業執行のための入札及び契約事務の適切な実施

(1) 業務履行の平準化への取組

受発注者の担い手の確保・育成や労働環境改善に資する取組として、「業務履行の平準化ガイド～業務平準化の新・五箇条～」(令和7年2月)に基づき、業務履行の平準化に取り組む。

履行期限が第4四半期、特に3月に集中することを避けるため、整備局としては重点的に取り組む事項として位置づけ、これまで以上に目標達成に向けた取組を実施する。

具体的な取組としては、適切な期間の確保、翌債等の繰越制度の適切な活用、早期・早々期発注や2カ年国債、ゼロ国債を活用した計画的な発注を行うほか、業務形態に応じて発注時期・履行期限を固定し、サイクル化することを検討する。また、業務スケジュール管理表の活用や、

業務の追加や履行期間の延長等は受発注者で十分協議の上、決定するものとし、適切に業務の進捗管理を行う。

また、繰越制度を活用した場合、受注者の新たな業務の受注に影響が出ないよう、次年度（第2四半期まで）に繰越して完了する業務については、「手持ち業務量を対象外」とする試行を継続し、受注者が繰越ししやすい環境を整備する。

(2) 働き方改革関連法案と残業規制による適切な執行等

① ウィークリー・スタンスの徹底

一週間における受発注者相互ルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行し業務環境等を改善すること。対象業務は、建設コンサルタント業務等のすべての業務とする。

② マンスリー・ケアの実施

労働環境の改善や業務執行の円滑かつ効率的に進めるため、これまで「ワンデーレスポンス」や「ウィークリー・スタンス」に取り組んできた。これに加え「マンスリー・ケア」により、各種施策の確実な実施や、業務執行に係る受注者の不安等を解消することで、より一層、魅力ある建設業の創造に努める。なお、「マンスリー・ケア」の実施にあたっては、その趣旨を踏まえた上で、受注者・発注者双方に過度な負担がかからぬよう配慮する。

原則、全ての土木関係建設コンサルタント業務を対象に試行する。

③ 業務発注時の設計図書作成（条件明示の徹底）

発注者の条件明示の遅延等による履行期限圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質確保を図る。

(3) 「設計・工事連携型」業務及び工事の試行

設計業務において余裕期間中で工事着手前の工事施工者からの助言を取り入れて設計することにより、施工性を考慮した設計や施工時の手戻り防止を図る「設計・工事連携型」の業務や工事の試行を拡大する。

なお、実施にあっては、事前に本局の工事担当部局と相談すること。

(4) 賃金等の変動に基づく業務委託料の変更（業務スライド）

昨今の履行期限平準化の取組みや設計技術者単価の上昇等を踏まえ、建設コンサルタント業務等においても価格転嫁対策を強化するため、令和8年4月以降に新規契約する建設コンサルタント業務等からスライド制度（業務スライド）を試行導入する。

(5) 猛暑期間・時間を踏まえた業務発注

建設コンサルタント業務等において猛暑期間を回避した業務発注に取り組むほか、猛暑期間における現場作業回避の協議及び猛暑時間における現場作業回避（早朝・夜間作業）の支援

を実施する。

(6) 宿泊・滞在を伴う旅費交通費に係る設計変更

建設コンサルタント業務等において、宿泊・滞在を伴う場合の宿泊費及び宿泊手当については当初未計上としているため、旅費交通費として適切に設計変更を行うこと。

3. 入札及び契約手続きにおける一層の透明性及び競争性の確保

(1) 総合評価落札方式 簡易特別型の地域要件緩和の試行

地域防災の担い手確保として、地元企業の受注機会を創出するため、定常的又は簡易な業務について、地域要件を「当該県内に本店を有すること」とした試行を継続する。

試行対象業務は、当該県内に本店を有する企業で競争性が保てる定常的又は簡易な業務のうち、地域要件（競争参加資格要件）を「〇〇県内に本店を有すること」とする。

なお、対象業務の金額規模は、2,500万円以下とする。

(2) 出産・育児等による休業期間の取扱

配置予定技術者が評価対象期間中に出産・育児等で休業していた場合、原則、休業期間に相当する期間を「業務執行技術力」「地域精通度」「業務成績」「優良表彰」の評価の対象期間に加える。

(3) 参加者の有無を確認する公募手続きの試行

令和6年6月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律等の一部を改正する法律（改正品確法）」第21条において、必要な技術、設備又は体制等からみて、その地域において受注者となろうとする者が極めて限られており、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる場合は、受注者となることを見込まれる者が存在することを明示した上で公募を行い、競争が存在しないことを確認したときは、随意契約によることができることが明記されたことを踏まえ、当該地域において競争が存在しない状況が継続すると見込まれる建設コンサルタント業務等を対象に、「参加者の有無を確認する公募手続き」の試行を継続する。

なお、参加者の有無を確認する公募手続きの実施にあたっては、技術管理課に相談すること。

4. 公共工事等の品質確保の促進

(1) BIM/CIM適用業務の推進

BIM/CIM取扱要領（令和8年3月）「直轄土木業務・工事におけるBIM/CIM適用に関する実施方針」等関連通知に基づき、適切に実施する。

(2) 技術的なマネジメント業務（事業促進PPP等）の活用

大規模事業や大規模災害復旧・復興事業等においては、事業促進PPP等の活用について検討すること。なお、運用にあたり、国土交通省直轄の事業促進PPPに関するガイドラインを参考にされたい。

(3) 次代担い手（女性・若手技術者）の育成支援

女性・若手技術者を含む多様性（経験年数、価値観等）を加味した技術者の配置により、業務成果の品質向上を図る「ダイバーシティー推進型業務委託」（配置予定技術者の構成に応じて評価）の試行について、全ての土木関係建設コンサルタント業務を対象に継続する。

各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）実施する。

(4) 若手技術者のヒアリング同席の試行

予定管理技術者の随行者として、事前に登録した3名の若手技術者のうちの1名が技術提案書のヒアリングに同席（傍聴）できる業務の試行を継続する。

(5) 設計成果の品質確保に向けた取組

設計業務等の成果の品質を確保するため、業務発注時から円滑に履行する取組を徹底する。

① 条件明示の徹底（条件明示チェックシートの活用）

発注者の条件明示の遅延等による履行期間の圧迫、作業の手戻り等を回避し、業務成果の品質向上を図る。

② 合同現地踏査の実施

受発注者が合同で現地踏査を行い、設計条件や施工上の留意点、関連事業の情報等を確認・反映し、業務成果の品質向上を図る。

(6) 総合評価落札方式 自主的照査併用型の試行

設計業務において予定管理技術者として経験の少ない若手（40歳以下）を配置し、加えて品質を担保するため自主的にベテラン・建設シニア等の照査技術者（「自主的照査技術者」という。）を配置する場合、総合評価で加点評価する業務の試行を継続する。

なお、総合評価落札方式の技術者評価で加点対象とし、各事務所1件以上（総合事務所においては治水・道路毎に1件以上）実施する。

(7) 業務の品質確保・生産性向上等に関する説明資料の配布

受発注者で意識の共有を図るため、業務の品質確保・生産性向上等に関する説明資料を整備局WEBサイトにおいて配布し、広く周知する。

(8) 新技術の活用促進

工事の品質確保・向上を図るため、詳細設計段階から新技術活用することを設計条件（施工条件含む）として検討する。

(9) 生産性向上技術活用表彰

建設現場・委託業務における生産性向上の優れた取組を表彰し、ICTやBIM/CI M等の新技術の活用を推進していくため、原則、前年度に完成した北陸地方整備局発注の工事・委託業務の該当企業等に対して表彰し、入札・契約手続きにおいて加算点の対象とする。

(10) 海外インフラプロジェクト技術認定・表彰制度の評価

国内の技術者の今後の海外進出や国内外の技術者の相互活用を促進するため、海外インフラプロジェクトに従事した本邦企業その他法人の技術者の実績を認定し、特に優秀な者について表彰する「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」を令和2年度より創設し、国土交通省として表彰を行っており、本制度による海外プロジェクトの認定・表彰実績を入札・契約手続きにおける評価に活用する。

(11) 国土交通省登録資格との組合せ評価の試行

国土交通省登録資格を活用することにより、調査及び設計業務の品質確保と技術者育成を図ることを目的に、組合せ加点の試行を継続する。

(12) 若手技術者賞の受賞者への加点評価

次代担い手の確保・活躍に寄与するよう、優良技術者表彰の評価項目として、若手技術者賞の受賞者の加点評価を追加する。なお、評価対象は、過去4カ年度における若手技術者表彰の受賞者とし、配点は優良技術者表彰の事務所長表彰と同等とするが、優良技術者表彰の評価項目は、これまでと同様に最も配点の高い表彰を評価し、重複評価はしないこととする。

(13) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

ワーク・ライフ・バランス（担い手育成）等を推進する企業として、法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等を評価する取り組みを継続する。対象は、全ての建設コンサルタント業務等とする。

(14) 入札手続きにおける技術提案書のヒアリングについて

原則、すべての建設コンサルタント業務等の入札手続きにおける技術提案書のヒアリングについては、関係通知に基づき、適切に実施する。

また、ヒアリングの実施方法については、従前の対面によるヒアリングに加え、WEBによるヒアリングも可とする。

(15) 総合評価落札方式 簡易特別型、業務能力評価型「技術者育成タイプ」の試行

建設関連業に従事する担い手の育成を促し、技術者として業務マネジメントを経験する機会の確保、拡大に資するため、管理（主任）技術者に若手技術者（基準日に満40才未満）又は女性技術者を配置する場合に評価する試行を実施する。

試行対象業務は、総合評価落札方式の簡易特別型及び業務能力評価型の対象となる業務とし、各事務所において業種区分（「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量」、「地質調査」）毎に各1件以上計3件以上（総合事務所においては治水・道路毎に各1件以上計6件以上）実施する。

5. 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置

総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置については、関連通知に基づき、適切に実施する。